平成２８年（フ）第１６９３号
さいたま市緑区大字大門4944番地112
破産者　佐藤　一義
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２５０号
さいたま市岩槻区並木１丁目27番５－209号
破産者　須田　譲
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７０２号
静岡県藤枝市本町２丁目４番４号
破産者　影山　優
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７０３号
静岡県藤枝市本町２丁目３番４号
破産者　影山美智子
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１号
滋賀県近江八幡市南本郷町３丁目43番地102、前住所滋賀県甲賀市水口町山710番地97
破産者　畑　英和
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第５３８８号
大阪市此花区伝法５丁目11番20号、住民票上の住所大阪市旭区生江１丁目２番28号
破産者　大塚　浩正
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８７９号
大阪市北区本庄西２丁目７番２－303号
破産者　角森信也こと　角森　信也
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５０２号
大阪市平野区加美北６丁目１番21号、前住所大阪市住吉区長居東４丁目18番11号
破産者　木下　卓司
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５３１号
大阪府吹田市青葉丘北７番41号　(203)
破産者　田丸鉄筋こと　田丸源四郎
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０３９号
大阪市東住吉区矢田４丁目18番８号　三陽ハイツ　503
破産者　池田　剛
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４８号
大阪府吹田市芳野町６番１－204号
破産者　大野　京子
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１８１号
大阪市生野区巽東３丁目15番22号
破産者　平岡　貴子
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１８８号
大阪市東淀川区南江口３丁目１番３－402号
破産者　植松　一朗
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２７６号
兵庫県宝塚市野上５丁目１番27号
破産者　藤田　好茂
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２７７号
堺市南区赤坂台１丁40番15号
破産者　山田　直樹
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８６０号
堺市東区日置荘原寺町21番地６、申立時の住所堺市東区日置荘西町３丁19番11－５号
破産者　猪又　浩
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０３２号
堺市中区宮園町４番２－505号
破産者　山本　良行
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２２０号
堺市堺区神南辺町２丁97番地　エルリッチ102号
破産者　どとんこつ☆幸運軒綾ノ町本店こと　岡　充典
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２３３号
徳島県阿波市土成町土成字漆畑108－１　うるし畑荘202号室、事業所の所在地徳島県板野郡板野町中久保字杉ノ本９番地６
破産者　坪井工芸こと　坪井　正夫
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部